

かすがい市民文化振興プラン (改定版)

春日井市

《 目 次 》

第1章 はじめに

- I 文化振興プラン改定の趣旨…………… 1
 - 1 文化振興プラン改定の背景及び趣旨…………… 1
 - 2 文化振興プラン改定の視点…………… 2
- II 文化振興プランの期間…………… 2

第2章 文化振興の現状と課題

- I 文化資源の状況…………… 3
 - 1 歴史的な文化資源…………… 3
 - 2 特色ある文化活動…………… 3
 - 3 文化活動を行う人や団体…………… 4
- II 文化振興プランの推進状況と課題…………… 4

第3章 文化振興プランの基本的な考え方

- I 文化振興の基本的視点…………… 8
- II 文化振興プランに掲げる分野の特定…………… 8

第4章 基本目標と施策の基本的方向

- I 基本目標…………… 10
- II 実施目標…………… 10
- III 体系一覧…………… 12
- IV 施策…………… 14
 - 施策1 文化を楽しむ輪を広げる…………… 14
 - (1) 地域の文化活動を活性化する…………… 14
 - (2) 将来の文化活動を担う人材を育成する…………… 15
 - (3) 芸術家等の文化活動を活性化する…………… 15
 - (4) 文化や芸術を鑑賞する機会を提供する…………… 15
 - 施策2 文化を応援する土壌を育てる…………… 16
 - (1) 人的支援を行う市民の活動を活性化する…………… 16
 - (2) 経済的支援となる市民の寄附等を増やす…………… 16
 - (3) 物的支援を行う市民の活動を活性化する…………… 17
 - 施策3 文化の力でまちを元気にする…………… 17
 - (1) 市民の文化交流を推進する…………… 17

(2) 文化資源を生かし地域経済と文化活動の活性化を図る	17
施策4 文化の拠点を整える	18
(1) 各種文化施設の充実を図る	18
施策5 過去からの贈り物を未来へ受け継ぐ	18
(1) 文化財を保護し活用を図る	19
(2) 子どもたちが伝統文化に親しむことができる機会を提供する	19
(3) 文化財関連の施設を整備する	19
施策6 春日井文化をはぐくむ	20
(1) 「書のまち春日井」を推進する	20
(2) 自分史のまちづくりを推進する	20
施策7 文化を広く発信する	21
(1) 文化情報を広く発信する	21

第5章 推進体制と進行管理

I 文化振興プランの推進体制	22
II 文化振興プランの進行管理	22

参考資料

1 春日井市文化振興基本条例	23
2 文化に関する世論調査（内閣府 平成21年11月）（抜粋）	27
3 市民意識調査（春日井市 平成23年9月）（抜粋）	29
4 春日井市の文化施設	34
5 文化施設等の利用状況	37
6 文化振興プラン改定の経緯	41
7 春日井市文化懇話会要綱	42
8 春日井市文化懇話会委員名簿	43

第1章 はじめに

I 文化振興プラン改定の趣旨

1 文化振興プラン改定の背景及び趣旨

本市では、文化で人と人、人とまち、そして未来・世界へとつながる“文化のまち春日井”の創造と発信をめざし、市民文化の振興に努めてきました。平成13年3月に「かすがい市民文化振興ビジョン」を策定し、翌14年7月には、「春日井市文化振興基本条例」（以下「文化振興基本条例」という。）を制定しました。その後、平成20年3月には、これまで取り組んできたかすがい市民文化振興ビジョンを見直して、新たに「かすがい市民文化振興プラン」（以下「文化振興プラン」という。）を策定し、この文化振興プランに基づき文化振興施策を推進しています。

国においては、平成13年12月に公布された文化芸術振興基本法に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に策定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の第3次基本方針が、平成23年2月8日に閣議決定されました。これにより、子どもや若者を対象とした文化芸術振興の充実、次世代への確実な継承、観光・産業等への文化芸術の活用などの重点施策が示されました。また、平成24年6月には「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与するため、劇場、音楽堂等の事業並びに設置・運営する者及び実演芸術団体等関係者、国、地方公共団体の役割や、基本的施策等が明確化されました。

愛知県においては、平成19年に文化芸術政策の基本目標及び重点方向を定めた「文化芸術創造あいちづくり推進方針」が策定され、文化芸術政策の計画的、総合的な推進が図られてきました。平成25年3月には、取り組むべき基本課題と主な取組を修正し、改訂版が示されています。これにより、文化芸術を担い支える人づくり、地域文化を発掘・継承・発展する仕組みづくりなどの取組の方向性が示されました。

近年の我が国の社会情勢は、人口の減少が予測されるなか、少子高齢化が一層進行し、社会の様々な面での影響が懸念されています。また、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、核家族や共働き世帯が増加していることなどを背景に、地域住民同士がお互いに連携し支えあう地域のきずなの希薄化も大いに懸念されています。一方、個人の価値観や生活様式は多様化しており、文化芸術の持つ力に大きな期待が寄せられています。

文化振興プランでは、平成20年度から29年度までの10年間を目標期間と定め、社会情勢や文化振興を取り巻く背景の変化を勘案し、おおむね5年

をめどに見直すこととしています。こうした文化を取り巻く環境や背景の変化、また、平成 24 年度に改定した春日井市第五次総合計画基本計画（以下「第五次総合計画」という。）との整合性を図り、本市の状況を踏まえた文化振興施策を推進していくため、改定を行うものです。

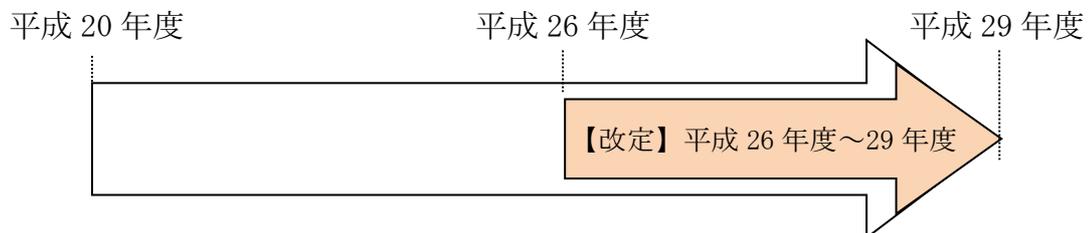
2 文化振興プラン改定の視点

10 年間の目標期間における中間見直しとして行うもので、基本的な枠組みや内容は継承します。

「施策の方向」「主な取組」については、社会情勢等の変化を踏まえ、一部見直しを行います。また、過去 5 年間の実施状況を検証し、実効性を高めるよう見直します。

II 文化振興プランの期間

文化振興プランの目標期間である平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間で継承します。前節の趣旨により平成 25 年度に改定を行い、改定後の期間は、平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間となります。



第2章 文化振興の現状と課題

I 文化資源の状況

1 歴史的な文化資源

春日井の歴史は古く、旧石器時代から近世まで200か所を超える遺跡の所在が確認されています。国の史跡に指定されている二子山古墳からは、人物や馬など多くの埴輪が出土しています。この埴輪は、北東に位置する下原古窯跡群で製作されたことが確認されています。また、市内には、日本武尊（やまとたけるのみこと）の伝説にまつわる「内津（うつつ）町」「神屋（かぎや）町」などの地名も残っています。

平安時代には、三跡の一人に数えられる書聖小野道風が現在の松河戸町で生まれたと伝えられています。人々は、道風がここで生まれたという言い伝えを誇りとし、「とうふうさん」と呼んで親しんできたことから、この地域は書道の盛んな土地柄となりました。

江戸時代には、名古屋城下から勝川、坂下、内津を経て中山道の大井宿へ向かう庶民の道「下街道」があり、勝川などは街道沿いの宿場町として栄えたことにより、文化や教養が高められたと考えられます。

その後、昭和30年代からの高度経済成長の時代、名古屋市に隣接し、交通手段にも恵まれ、高蔵寺ニュータウンなど良好な住環境の整備を積極的に進めたことから人口が急速に増加し、住宅都市としての性格を色濃くしました。このことが、市民の文化のあり方にも影響を与えてきたと考えられます。

2 特色ある文化活動

本市では、平安時代の書聖小野道風が春日井で生まれたとされる伝説にちなみ、古くから人々が書に親しんできました。その文化的伝統を継承していくため「書のまち春日井※1」を合言葉に、小野道風の偉業をたたえる書の全国公募展「道風展」を始め、書に関する各種の事業に取り組んでいます。

平成12年に本市の出資により設立した公益財団法人かすがい市民文化財団（平成23年10月より財団法人から公益財団法人に移行。以下「財団」という。）は、個性的な文化の重要な担い手として、全国的にも誇れる質の高い自主文化事業を幅広く展開しています。

【用語の説明】

※1 書のまち春日井

書道史上の三跡として著名な小野道風の生誕伝説が残る本市は、書道文化の振興に力を入れ「書のまち春日井」を全国に標榜しています。

また、全国でも数少ない日本自分史センターの運営を行い、「自分史※2」活動の拠点として市民による活発な活動が展開されています。

3 文化活動を行う人や団体

市内では、数多くの文化団体が活動しています。文化団体は市民に対し、演奏会や展覧会などを実施することで文化や芸術の鑑賞機会を提供するとともに、講座などによる指導や活動支援等を行っています。

平成 15 年度から活動を行っている春日井市文化ボランティアは、「市民メセナ活動※3」の重要な担い手であり、市民の文化活動への様々な支援を行っています。

更に、地域の団体や多くの市民が、市内に残る有形・無形の文化財の保護・保存と継承に努めています。

II 文化振興プランの推進状況と課題

これまで本市では、第五次総合計画を上位計画とし、文化振興基本条例に基づいた文化振興プランを策定し、文化振興施策を推進してきました。

第五次総合計画における、めざすまちの姿「地域の文化や伝統に誇りを感じている」に対する市民の評価を、平成 23 年 9 月に実施した「市民意識調査」の結果で見ると、満足度は、「満足」「どちらかといえば満足」を合わせると 25.4%ですが、「どちらともいえない」が 54.5%に上っています。重要度については、49.4%の市民が「重要である」「どちらかといえば重要である」と回答しています。地域の文化や伝統は重要であると多くの市民に認識されていますが、満足しているのは約 4 人に 1 人とどまっています。このことから、今後はさらに文化に親しむ機会を増やすなど、文化振興施策を充実していく必要があります。

実施目標ごとの平成 20 年度から平成 24 年度までの取組状況は、次のとおりです。

【用語の説明】

※2 自分史

自分が体験してきたことを積み重ねた自分の歴史のことをいいます。

※3 市民メセナ活動

メセナとは文化・芸術の擁護・支援を意味するフランス語で、文化振興基本条例では、市民が市民の文化活動を擁護または支援する活動と定義しています。

実施目標 1 人と人がつながる～市民が主役となる文化活動の支援～

施策 1 文化を楽しむ輪を広げる

地域の文化活動の活性化、文化活動を担う人材の育成、文化芸術の鑑賞機会の提供に係る事業は、当初予定していた 44 事業のうち 42 事業を実施し、施策をおおむね推進することができました。

「文化に関する世論調査」（内閣府 平成 21 年 11 月）では、地域に必要な環境は「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」と考える人が最も多く 38.9%、次に「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」と考える人で 28.6% でした。また、国に力を入れて欲しい事項として「子どもたちの文化芸術体験の充実」を挙げる人が最も多く 48.6%、順に「文化芸術を支える人材の育成」44.2%、「文化財の維持管理に対する支援」41.9%となっています。これらの結果から、子どもの文化芸術体験の充実や地域の文化的環境の充実、文化芸術を支える人材の育成を期待する人が多いことが伺えます。

子どもたちの心豊かな成長と将来の文化芸術活動を担う人材育成の観点から、更に子どもや青少年を対象とした施策の充実を図っていくことが必要です。また、高齢化が進行しているなか、高齢者に対する施策についても引き続き推進していく必要があります。

施策 2 文化を応援する土壌を育てる

文化振興プランにおいては、市民メセナ活動を推進することにより、文化を応援する土壌を育てていくこととしています。文化ボランティアの登録者数については、平成 25 年度に微増しているもののほぼ横ばいの状況、また、市民メセナ基金への寄付等については、年々減少傾向にあります。

市民メセナ活動における市民、企業等と市との協働を積極的に働きかけ、人的支援、経済的支援、物的支援をより促進していく必要があります。

実施目標 2 人とまちがつながる～“文化力”による地域の活性化～

施策 3 文化の力でまちを元気にする

市民の文化交流については、外国人住民を含む市民同士や文化団体間の交流事業を行っています。書に関する文化交流については、書又は書道具に関連する他自治体との連携事業を企画しましたが、調整がつかず見送りとなりました。文化の波及力が再認識されている現在、地域の活性化に結び付けた取組が広がりを見せています。本市においても、書を始めとする様々な文化資源を活用し、観光や産業の分野との連携を図ります。

施策4 文化の拠点を整える

文化フォーラム春日井及びその周辺地区においては、文化を生かしたまちづくりの方向性を定めた文化フォーラム整備構想に基づき、広域的な集客力・求心力を持つ文化施設を整備してきました。道風記念館の整備の方向性については、引き続き検討していく必要があります。

また、文化活動の拠点となる市内各施設の利用状況をみると、まだ利用可能な状況です。今後も、利用促進に向けた取組を進めるとともに、計画的な修繕や適切な維持管理が必要です。

施策5 過去からの贈り物を未来へ受け継ぐ

文化財の保護・保存及びその活用や子どもたちが伝統文化に親しめる機会の提供については、各種取組を実施しています。また、文化財関連施設の整備についても、それぞれ適切な維持管理を行っています。

先に挙げた「文化に関する世論調査」において、文化的環境の充実に必要な事項や国に力を入れて欲しい事項として、「地域の芸術や祭りなどの継承・保存」「歴史的な建物や遺跡などを生かしたまちづくりの推進」「文化財の維持管理に対する支援」が上位の回答となっており、これらの施策の推進に一層積極的に取り組む必要があります。

実施目標3 未来・世界へつながる～特色ある“春日井文化”の創造と情報発信～

施策6 春日井文化をはぐくむ

マスコットキャラクター「道風くん」の制作、活用を始め、「書のまち春日井」を推進するための様々な取組を実施しています。自分史のまちづくりの推進については、日本自分史センターを運営し、全国から自分史を公募するほか、自分史の講座等を開催するなど充実に努めています。

先に挙げた「市民意識調査」においても、「春日井市独自の特色ある文化が広く知られていると思いますか」との調査に対し、知られていると思う市民は35.6%と、平成21年度調査から4.8ポイント増加しています。今後も、特色ある春日井文化を継承、充実にしていくための取組を推進します。

施策7 文化を広く発信する

平成16年度に開設したかすがいデジタル博物館については、インターネットの普及とともに、閲覧方法や画面構成が旧式となり利用しにくくなったことから、方向性を検討しました。その結果、コンテンツの一部を市のホームページへ移行し、平成22年度をもって廃止しました。今後は、コン

テンツの閲覧しやすい方法等を検討します。

その他の市内文化情報は、インターネット、広報春日井、情報誌や新聞等への掲載により広く発信するほか、他自治体の情報についても提供しています。今後も、市民が文化芸術に触れ、親しみ、創造する機会につながるよう、様々な媒体により、わかりやすいかたちで積極的に情報の発信を行っていく必要があります。

≡≡≡ 第3章 文化振興プランの基本的な考え方 ≡≡≡

I 文化振興の基本的視点

文化は、すべての市民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものです。文化芸術に触れることで、新しいヒントやひらめき、考えるきっかけなどが得られ、より創造的で文化的な生活が営めることとなります。また、共感する心を通じて人と人とを結びつけ、相互に理解し尊重しあう土壌を形成します。更に、地域に根ざした文化活動は、郷土への愛着や誇りを深め、地域社会の連帯感を強めることにもなります。このように、人々に元気を与え、地域社会を活性化させ、魅力ある社会づくりを推進する力を持つ文化は、まさに地域の社会的財産であり、心の豊かさを重視する成熟社会として歩み始めた今、ますます文化振興の重要性が高まっています。

文化の振興にあたっては、文化芸術振興基本法に掲げられた基本理念のとおり、自主性と創造性が尊重され、また、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、誰もが等しく鑑賞することや創造することができる環境づくりと環境の醸成に努めることが必要です。そして、地域が持つ多様な文化を保護し、発展できるよう配慮することも求められています。

今後も、積極的に文化振興を推進することにより、「住みたい、住み続けたい、住んで良かった」と実感できる魅力あるまちづくりに努め、次代に引継ぐことが重要です。この文化振興プランでは、文化を人とのつながりを大切にしつつ、自分らしく生きていくために欠かすことのできないものと捉え、市民一人ひとりがより人間らしく生きていくことができるよう、文化振興の方向性を明らかにするものです。

II 文化振興プランに掲げる分野の特定

この計画において「文化」とは、文化芸術振興基本法における芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、文化財を主な範囲とします。

分 野	例
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化・国民 娯楽及び出版 物	生活文化（茶道、華道、書道、その他の生活に係る文化）、 国民娯楽（囲碁、将棋、その他の国民的娯楽）並びに出版 物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財並びにその保存技術

第4章 基本目標と施策の基本的方向

I 基本目標

文化振興基本条例では、文化振興のための基本理念として、

- 1 市民一人ひとりの自主性・創造性の尊重
- 2 市民・企業等・財団・市の協働
- 3 すべての市民が文化活動を行うことができる環境の整備
- 4 多彩な分野・多様な水準にわたる文化の保護・発展
- 5 市民の意見の反映

と定めています。

この文化振興プランでは、文化振興基本条例で定めたこれらの基本理念を実現するため、基本目標を次のとおりとします。

文化でつながるまち春日井

～ “文化のまち春日井” の創造と発信 ～

II 実施目標

基本目標を達成するために、「つながる」をキーワードとして次の3つの実施目標を定めます。

1 人と人がつながる

～ 市民が主役となる文化活動の支援 ～

市民メセナ活動など、それぞれの立場から市民の自主的な文化活動を支援することにより、人と人がつながる文化のまちづくりをめざします。

2 人とまちがつながる

～ “文化力” による地域の活性化 ～

地域に根ざした伝統文化や文化財を貴重な資源と捉え保存と保護に努めるとともに、文化が持つ魅力や創造性を地域の活性化に生かします。そして、これまでに収集した文化財や伝

統文化などの資料を整理し市民に公開するとともに、文化活動の拠点となる文化施設の活用に努めます。

3 未来・世界へつながる

～ 特色ある“春日井文化”の創造と情報発信 ～

本市の文化を代表する「書」や「自分史」など、これまでに築いてきた“春日井文化”の伝承はもとより、市民とともに新たな文化を創造し、様々な機会と手法や媒体によって積極的に情報を発信し、未来や世界へつながることをめざします。

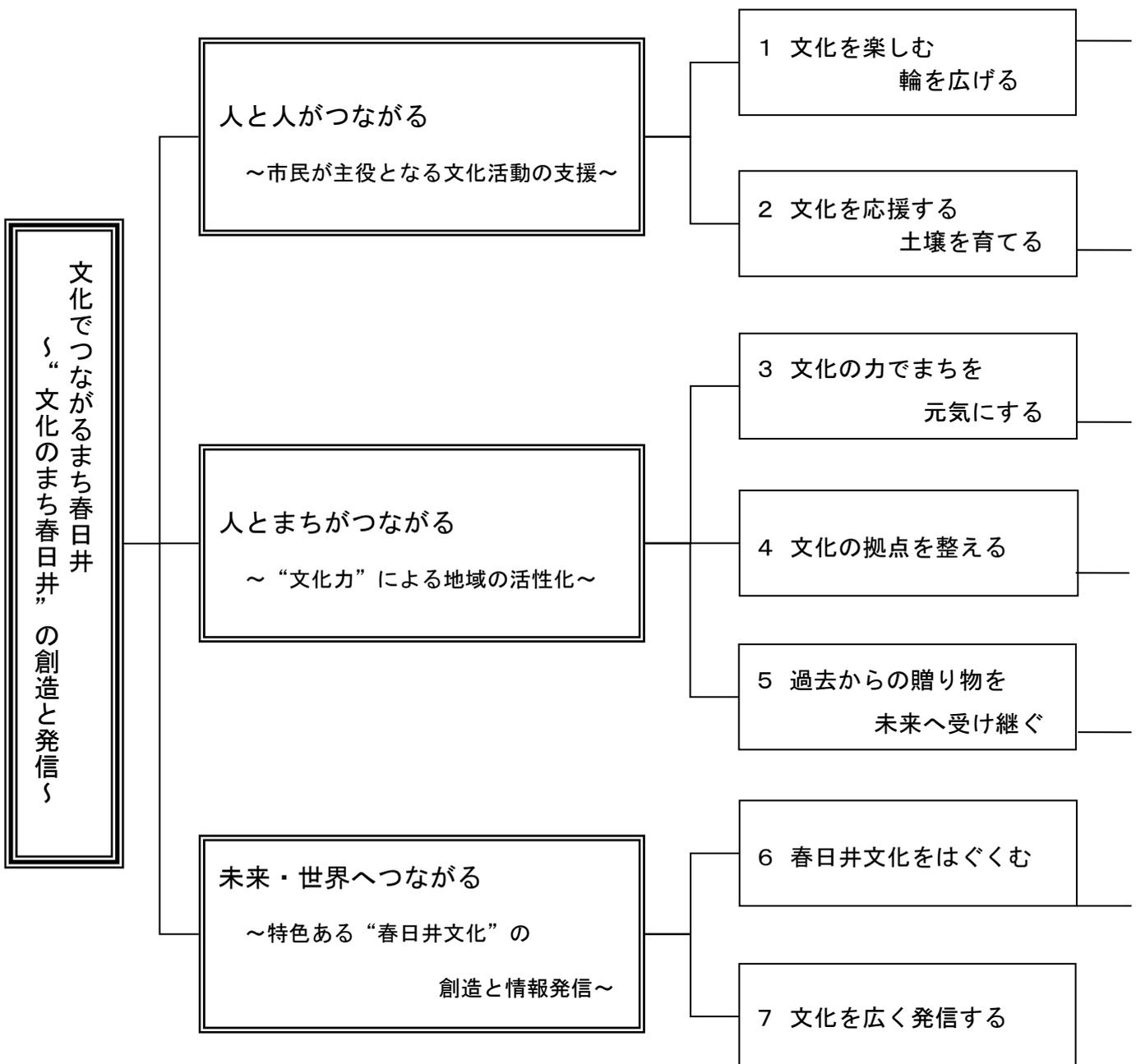
Ⅲ 体系一覧

基本目標と3つの実施目標の実現に向けた施策の体系は次のとおりです。

〈基本目標〉

〈実施目標〉

〈施策〉



〈施策の方向〉

—	(1) 地域の文化活動を活性化する
	(2) 将来の文化活動を担う人材を育成する
	(3) 芸術家等の文化活動を活性化する
	(4) 文化や芸術を鑑賞する機会を提供する
—	(1) 人的支援を行う市民の活動を活性化する
	(2) 経済的支援となる市民の寄附等を増やす
	(3) 物的支援を行う市民の活動を活性化する
—	(1) 市民の文化交流を推進する
	(2) 文化資源を生かし地域経済と文化活動の活性化を図る
—	(1) 各種文化施設の充実を図る
—	(1) 文化財を保護し活用を図る
	(2) 子どもたちが伝統文化に親しむことができる機会を提供する
	(3) 文化財関連の施設を整備する
—	(1) 「書のまち春日井」を推進する
	(2) 自分史のまちづくりを推進する
—	(1) 文化情報を広く発信する

IV 施策

施策の方向と主な取組は次のとおりです。

施策1 文化を楽しむ輪を広げる

自ら美しいものを観、創り、他人に観てもらおうなど、文化芸術に触れる機会を増やすことは、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、共感する心を通じて人の輪が広がるなど人々のコミュニケーションを活発化し、市民の文化活動をさらに豊かなものにしていきます。市や財団では、このように人と人がつながる文化活動が活発に行われるよう支援していきます。

(1) 地域の文化活動を活性化する

- ・ 市や財団が各地域に出向いて、身近で気軽に文化に触れる機会を提供します。
 - ・ 高齢者や障がい者、団塊の世代を始め市民が地域で行う文化活動を、市や財団が支援します。
-
- アウトリーチ活動※4の充実
 - 地域で行う祭りを始めとする文化活動への助成
 - 高齢者や障がい者が地域で行う文化活動への助成
 - 市や財団の主催による講座などの文化事業を実施
 - 小中学校体育館の開放
 - 図書館における書道作品や絵画等の貸出の充実
 - 図書館における障がい者サービスの充実
 - 文化団体の活発な活動の推進

【用語の説明】

※4 アウトリーチ活動

芸術や文化施設の観点では、日ごろ芸術や文化に触れる機会の少ない市民へ、出張コンサートやイベントの開催などの働きかけを行う活動のことをいいます。

(2) 将来の文化活動を担う人材を育成する

- ・ 授業の中に、文化や文化財などの素晴らしさを体験する内容を取り入れます。
- ・ 子どもや青少年が文化や芸術を鑑賞できる機会を充実します。
 - 小中学校において文化や文化財に関する授業を実施
 - 小中学校へ芸術家や著名人等を派遣
 - 子どもたちのための音楽会、展覧会、舞台芸術等の開催やそれに伴う体験型事業などの推進
 - 親子が一緒に楽しめる鑑賞事業の充実
 - 子どもや青少年が参加できる文化事業の充実

(3) 芸術家等の文化活動を活性化する

- ・ 芸術家等の活動情報を収集し市民に提供することにより、芸術家等に活動の機会を提供します。
- ・ 新進の芸術家等を発掘し、活動の場の創出に努めます。
 - インターネットで芸術家等の紹介や活動情報の提供
 - 新進の芸術家等へ活動の機会の提供
 - 作品を販売できる場や入場料収入を得られる場の提供
 - 市民会館等公共施設における練習目的での料金の導入

(4) 文化や芸術を鑑賞する機会を提供する

- ・ 高齢者や親子など、誰もが文化や芸術を鑑賞できる機会を提供します。
- ・ より優れた文化や芸術の鑑賞の機会を提供するとともに、文化活動を支援するため、財団の自主、自立性を高めます。
 - 親子室・託児室、託児付き鑑賞事業の充実
 - 高齢者、障がい者等にも配慮した鑑賞事業の実施
 - 市民の意見や入場者数などの分析結果による事業の改善

- 財団事業におけるスポンサー制度導入の検討
- 財団友の会事業の充実

施策2 文化を応援する土壌を育てる

市民一人ひとりが文化活動の担い手として積極的に参加していくことが文化のまちづくりには大切です。市民や企業等が、市と手を携えて文化や芸術を支援する市民メセナ活動を推進することにより、文化を応援する土壌を育てていきます。

市民メセナ活動の3つの柱

- ①人的支援 市民が行う文化活動の企画や運営を市民自ら手助けすること
- ②経済的支援 市民が行う文化活動を市民自ら経済的に援助すること
- ③物的支援 市民が行う文化活動の会場を提供するなど市民自ら物的に援助すること

(1) 人的支援を行う市民の活動を活性化する

- ・ 文化活動に対し人的な支援を行う文化ボランティアを育てます。
- ・ 財団の高い専門性を生かして、市民や企業等が主催する文化事業を支援します。
 - 自主的、主体的に活動する文化ボランティアの育成
 - 市民自らの手による企画、運営の支援
 - 企業等の主催する文化事業のPR

(2) 経済的支援となる市民の寄附等を増やす

- ・ 市民メセナ活動に対する市民や企業等の理解を深め、支援の輪を広げます。
 - 市民メセナ基金に対する寄附等の積極的な募集

(3) 物的支援を行う市民の活動を活性化する

- ・ 市民や企業等が文化活動を物的に支援する意識を高め、支援の輪を広げます。
 - 様々な文化活動ができる場などの情報提供

施策3 文化の力でまちを元気にする

地域の文化は、地域経済や観光、教育、福祉等の分野はもとより、広くまちづくりの分野と関係しています。歴史的な建造物や街並み、伝統文化など、地域の特色ある文化資源は、魅力ある観光資源として、交流人口の増大や消費の拡大など地域経済に効果をもたらすと言われていています。そこで、発想の幅を広げ多彩な文化を創造するため、多様な分野との連携や市の枠を越えた文化交流を推進することにより地域の文化活動を活発にし、まちを元気にしていきます。

(1) 市民の文化交流を推進する

- ・ 市民レベルでの、市内外や国籍、世代や分野などの枠を越えた活発な文化交流を推進します。
 - 外国人住民を含む市民同士の文化交流の支援
 - 分野の異なる文化団体同士の交流の促進

(2) 文化資源を生かし地域経済と文化活動の活性化を図る

- ・ 観光や産業等の分野と連携し、文化資源を活用した特色あるイベントや講座、展示会等を開催するなど、文化活動や地域経済の活性化につなげていきます。
 - 商工会議所と市との連携の強化
 - 中部大学と市との連携の強化
 - 商店街と財団との連携の強化

施策4 文化の拠点を整える

文化施設は、市民の文化活動の拠点となっています。既存の文化施設の更なる活用をめざし、市民が利用しやすい施設運営に取り組むとともに、計画的な修繕を実施するなど機能保全に努めていきます。

なお、「文化フォーラム整備構想」については、本構想に含まれる市民会館の耐震補強等整備を行いリニューアルオープンしました。当面は現施設を利用することとなるため、文化フォーラム整備構想については一旦凍結し、必要な時期にこれらを合わせて見直しを検討することとします。

(1) 各種文化施設の充実を図る

- ・ 文化活動の拠点となる既存施設の適切な管理及び運営を行い、市民が利用しやすい環境を整えます。
- ・ 市民の作品や美術品等の展示施設及び道風記念館の整備などについて市民とともに検討します。
 - 文化施設の利用環境の充実
 - 展示施設の整備・検討
 - 道風記念館を文化庁の重要文化財公開承認施設とする整備の検討

施策5 過去からの贈り物を未来へ受け継ぐ

郷土の豊かな歴史、文化財、伝統文化は、今日まで地域で守り伝えられてきた貴重な財産です。特に子どもを始めとする市民が、歴史的な街並みや祭りなどの伝統文化、文化財に関心を持ち、その価値を理解することにより、郷土への愛着や誇りが深まります。

このため、郷土の大切な文化財や伝統文化を未来へ受け継いでいくよう保護・保存及び活用を図ります。

(1) 文化財を保護し活用を図る

- ・ 文化財の調査、研究を行い、貴重なものは文化財として指定し保護・保存に努めます。
- ・ 市民へ郷土の歴史や地域の文化財に関する啓発及び情報提供を行い、歴史や文化財への関心を高めます。
 - 無形文化財を動画など様々な媒体で保存
 - 民俗考古展示室での展示の充実
 - 文化財ボランティア養成講座の開催
 - 歴史的な文化財の調査研究の推進と保護・保存
 - 民具の使用法や風習、伝承などの高齢者からの聞き取り調査の推進
 - 文化財ガイドブックによる市内の貴重な遺跡、文化財の紹介
 - 民俗考古の企画展の開催
 - 歴史があり数々の指定文化財をもつ内々神社で伝統文化の啓発事業の開催
 - 森浩一文庫の管理と活用

(2) 子どもたちが伝統文化に親しむことができる機会を提供する

- ・ 子どもたちと伝統文化のつながりを強め伝承していくことにより、郷土への愛着を深めます。
 - 子どもたちが行う伝統文化の発表の場の提供
 - 伝統文化に触れる機会の少ない子どもたちの関心を高める場の提供

(3) 文化財関連の施設を整備する

- ・ 文化財保護の意識を高めるため、楽しみながら文化財を学べる環境づくりや、歴史のある風景の保存などを行います。
 - 下原古窯跡群と二子山古墳を結ぶハニワ道※5の保守・管理

【用語の説明】

※5 ハニワ道（みち）

下原古窯跡群で製作された埴輪は、河川を利用し二子山古墳に運ばれたと考えられ、生地川・八田川沿いの緑道をハニワ道として、市民の手によるハニワを並べ再現しています。

- 郷土館を始めとする下街道の保守・管理
- 下原古窯跡群の保存
- 神屋古窯センターの保守・管理
- 密蔵院とその周辺の歴史公園としての整備の検討

施策6 春日井文化をはぐくむ

「国から地方へ」「官から民へ」といった流れのもと、誇りと活力に満ちた地域社会づくりを進める上で、地域の実情を踏まえた、個性的で魅力あふれる文化の振興は大いに期待されています。将来にわたり特色ある文化を創造し継承していくことにより、さらに文化活動を活性化し未来や世界につなげます。

(1) 「書のまち春日井」を推進する

- ・ 書のまち春日井をさらに推進するため広くPRします。
- ・ 市民が書に親しみ、楽しむ機会を充実させます。
 - マスコットキャラクターの活用
 - 書のまち春日井を推進するための市民意見の把握
 - 書を気軽に楽しむ講座、講演会の開催
 - 書に関するイベントの開催

(2) 自分史のまちづくりを推進する

- ・ 全国で唯一、自治体が設置した日本自分史センターの活動を広く発信し、自分史事業を拡充します。
- ・ 自分史を広く市民に浸透させ、自分史のまちづくりを推進します。
 - インターネット等を活用した日本自分史センターの事業展開
 - 日本自分史センターの蔵書データをインターネット等で提供し、貸し出しを実施

- 自分史フェスタの開催
- 全国を対象とした自分史の公募

施策7 文化を広く発信する

インターネットや携帯電話などの情報技術の進展により、世界中の人と人、あるいは人とまちがつながりやすくなっています。特色ある文化情報を広く発信することにより、市の知名度は高まり市民が誇りを持てるようになります。市民の文化活動を活発にし、文化の担い手を育て、文化交流を促進させられるよう、文化情報の蓄積や発信を図ります。

(1) 文化情報を広く発信する

- ・ インターネットや市広報、情報誌などを活用し、市内外の多種多様な文化情報を収集して広く市民に提供します。
 - 自治体間における文化イベント情報の交換の推進
 - 文化事業の担い手である財団の情報誌「FORUM PRESS」の充実
 - 民間情報誌を活用した文化イベント情報の提供
 - 市内の文化イベント情報一覧を市民の集まる場所へ掲示
 - インターネットを活用した双方向コミュニケーションの促進
 - JR各駅や地元商店街におけるポスター掲示の依頼
 - 市広報紙面の活用
 - 市内の文化財等に関する情報の提供

第5章 推進体制と進行管理

I 文化振興プランの推進体制

行政での推進体制として、市は、文化の振興に関する施策を策定する役割を担い、財団は専門性や人材育成の実績を生かし、市と密接に連携しつつ文化振興施策を推進するために、様々な文化事業を実施する役割を担っています。

しかし、文化振興プランは市だけで推進できるものではなく、市民、文化団体、NPO・ボランティア、企業、教育機関などの協力が不可欠です。様々な活動主体がそれぞれの役割を認識し、連携、協働して「文化でつながるまち春日井」の実現に向け、一体となった取組を進めていきます。

II 文化振興プランの進行管理

第5次総合計画に関して実施される市民意識調査をもとに、基本施策「地域の文化や伝統を大切にする」について定量的把握をします。

文化振興プランの進行管理については、毎年点検し、事業の実施状況を把握します。また、文化振興プランの目標年度に、市民や文化関係者、学識経験者等で構成する第三者機関を設置し、文化振興プランの評価を行います。

参 考 资 料

1 春日井市文化振興基本条例

〔平成 14 年 7 月 4 日〕
条例第 27 号

21 世紀を迎え、時代は大きな転換期にある。経済が豊かになり規範やきずなが弱まるなか、ものに幸せを求めてきた私たちは、今、心の大切さを実感する。心の豊かさを求め、自分らしい人生や人とのつながりをつくっていく上でも、また、社会が活力を持ち発展し続ける上でも、多様性と創造性を大切にする社会の構築が求められる。そこで重要な役割を担うのが文化である。

私たちのまち春日井では、はるか昔から豊かな文化が育まれてきた。東部丘陵の恵まれた自然や二子山古墳、密蔵院、小野道風誕生伝説などの優れた文化資産に加え、私たちの日々の暮らしのなかにも素晴らしい文化や伝統が息づいている。

文化は、これら今日までの遺産を礎にして、近隣市町や外国などの様々な文化を私たち自身が入り入れ、融合させるなかで発展していくものである。豊かな文化を受け継ぎ、創造し、享受し、引き継いでいくことは、私たちの権利であるとともに、先人や子孫に対する責務でもある。そして私たちは、文化を理解し楽しむための知識を深め能力を高めることで、頂きが高く裾野の広い文化を築くことができるはずである。

私たちは、個性的で魅力あふれる「文化のまち春日井」を自らの手で創造するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化の振興について、基本理念を定め、並びに市民、企業等、公益財団法人かすがい市民文化財団(以下「財団」という。)及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興に関する施策を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 企業等 事業所、地縁による団体、公益法人その他の民間団体をいう。

(2) 市民メセナ活動 市民及び企業等が文化活動を擁護又は支援する活動をいう。

(3) 芸術家等 文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者その他の文化芸術を担う者をいう。

(基本理念)

第 3 条 文化の振興に当たっては、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識するとともに、その自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、市民、企業等、財団及び市が協働し、文化のまち春日井の創造に努めなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることを考慮し、すべての市民が文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化の振興に当たっては、市民一人ひとりが自分に合った文化と出会い、創造することができるよう、多彩な分野及び多様な水準にわたる文化の保護並びに発展が図られなければならない。

5 文化の振興に当たっては、施策の推進に広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、文化の担い手として自主的に文化活動を展開するとともに、その活動を互いに理解し、支援するよう努めるものとする。

(企業等の責務)

第 5 条 企業等は、地域社会の一員として自主的に文化活動を展開するとともに、市民の活動の支援に努めるものとする。

(財団の責務)

第 6 条 財団は、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、市民の文化活動を支援することにより、個性豊かな市民文化の創造及び発展に努めるものとする。

(市の責務)

第 7 条 市は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、文化の振興に関し、市の特性に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、現在及び将来の世代にわたって市民が文化を創造し、享受することができるとともに、文化が将来にわたって発展するよう、市民の文化に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 8 条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)

を定めなければならない。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化活動の場の充実)

第9条 市は、市庁舎一帯を市における文化活動の拠点と位置づけ、春日井市文芸館条例(平成11年春日井市条例第16号)に定める文芸館、春日井市図書館条例(昭和45年春日井市条例第28号)に定める図書館、春日井市民会館条例(昭和40年春日井市条例第21号)に定める市民会館及び市庁舎において、芸術文化を中心とした事業が積極的に展開されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民に身近な文化活動の場の充実を図るため、地域における社会教育施設、学校施設等の利用を促進するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域文化財の保存及び活用)

第10条 市は、指定文化財を始め、地域に残る文化財の保存及び継承を図るため、文化財に関する調査、記録その他の必要な施策を講ずるとともに、市民が関心をもって学習し、鑑賞する機会を提供できるよう努めるものとする。

(芸術家等の養成)

第11条 市は、文化活動の核となり、独自の文化を育む上で重要な存在である芸術家等の養成を図るため、芸術家等が育つことができる環境の整備、積極的に活動できる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第12条 市は、次代を担う青少年の豊かな情操を育むため、優れた芸術文化に触れ、及び多様な文化活動を行う機会の提供、学校教育における文化活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第13条 市は、情報通信技術の活用の推進を図るため、文化活動に関する情報交換の場の提供、歴史、文化財等の情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民メセナ活動の推進)

第14条 市民及び企業等は、文化活動を支援する自らの役割を自覚し、積極的に市民メセナ活動を推進するよう努めるものとする。

(市民メセナ活動の支援)

第 15 条 市は、市民メセナ活動が文化のまち春日井の創造に欠くことのできないものであることを認識し、市民メセナ活動を積極的に支援するため、その仲介となる基金の設置、文化活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰及び助成)

第 16 条 市長は、文化活動で顕著な成果を収めた者及び文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

2 市長は、文化の振興に寄与すると認められる者に対して、助成を行うことができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に策定されているかすがい市民文化振興ビジョンは、第 8 条第 1 項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

附 則(平成 23 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 文化に関する世論調査（内閣府 平成 21 年 11 月）（抜粋）

2 地域の文化的環境

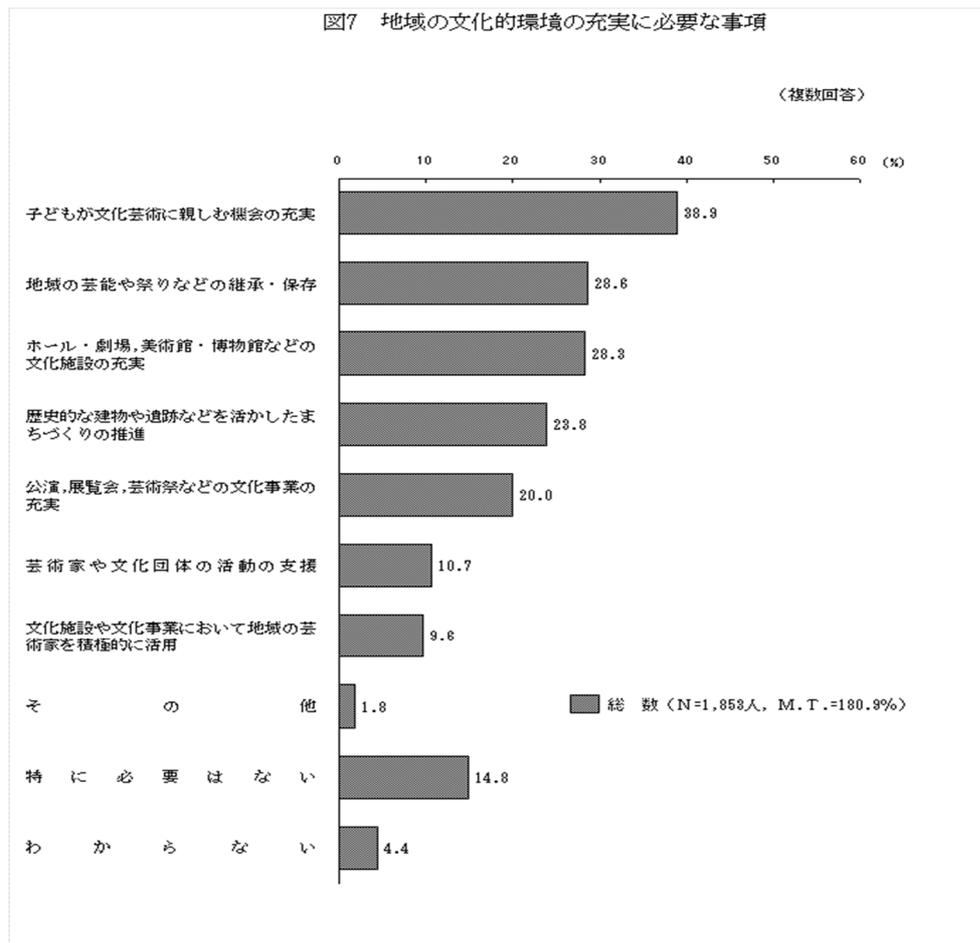
（2）地域の文化的環境の充実に必要な事項

住んでいる地域の文化的環境を満足できるものとするために、何が必要だと思うか聞いたところ、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」を挙げた者の割合が 38.9%と最も高く、以下、「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」(28.6%)、「ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実」(28.3%)、「歴史的な建物や遺跡などを活かしたまちづくりの推進」(23.8%)などの順となっている。（複数回答，上位 4 項目）

都市規模別に見ると、「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」を挙げた者の割合は小都市で高くなっている。

性別に見ると、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。

年齢別に見ると、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」を挙げた者の割合は 20 歳代から 40 歳代で、「ホール・劇場、美術館・博物館などの文化施設の充実」を挙げた者の割合は 20 歳代で、それぞれ高くなっている。



5 文化芸術振興に関する意識や要望

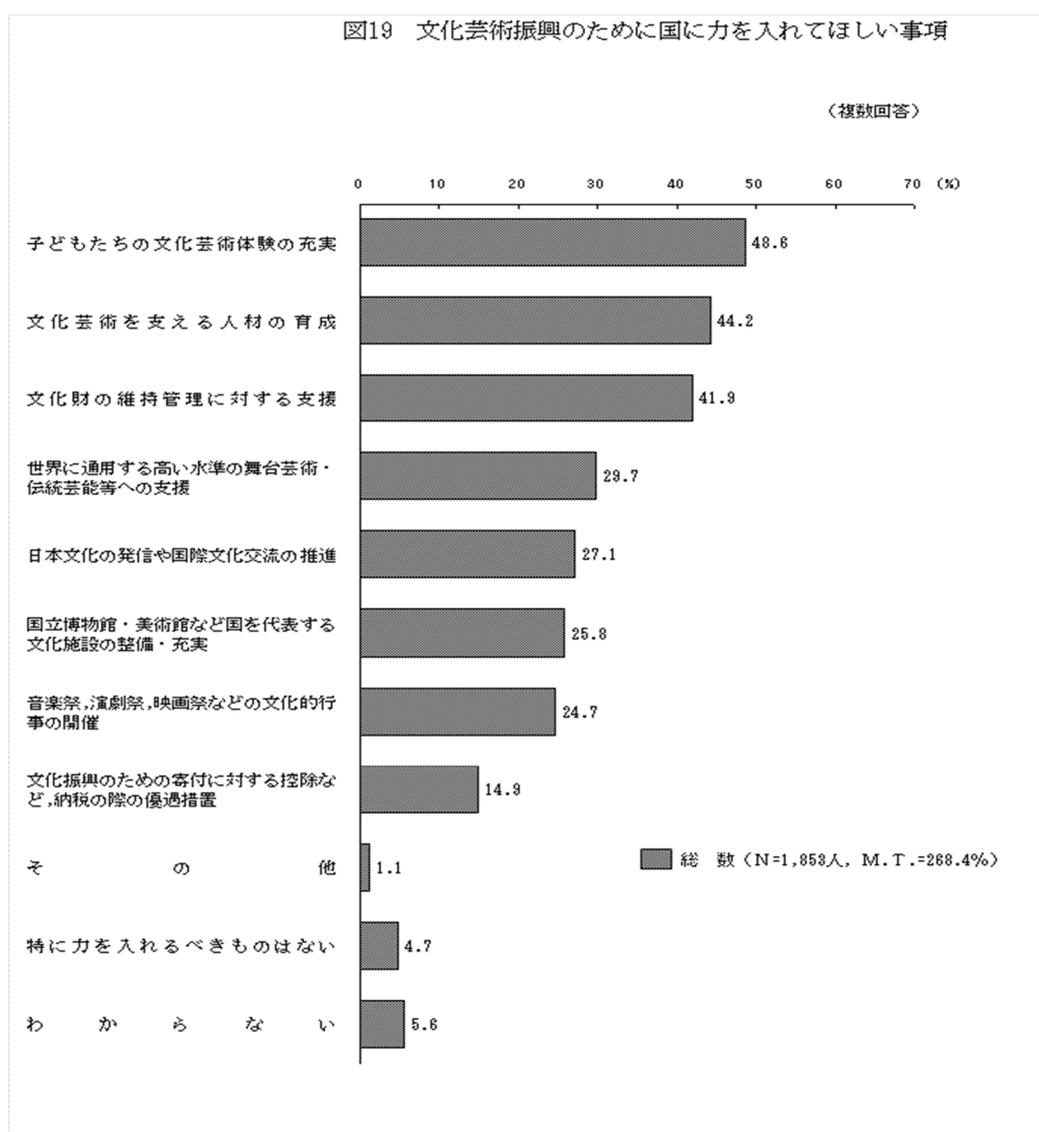
(4) 文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項

今後、文化芸術を振興していくために、国において特にどのようなことに力を入れてほしいと思うか聞いたところ、「子どもたちの文化芸術体験の充実」を挙げた者の割合が48.6%と最も高く、以下、「文化芸術を支える人材の育成」(44.2%)、「文化財の維持管理に対する支援」(41.9%)などの順となっている。(複数回答、上位3項目)

都市規模別に見ると、「文化財の維持管理に対する支援」と答えた者の割合は小都市で高くなっている。

性別に見ると、「子どもたちの文化芸術体験の充実」、「文化芸術を支える人材の育成」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。

年齢別に見ると、「子どもたちの文化芸術体験の充実」を挙げた者の割合は30歳代、40歳代で、「文化芸術を支える人材の育成」を挙げた者の割合は40歳代、50歳代で、それぞれ高くなっている。



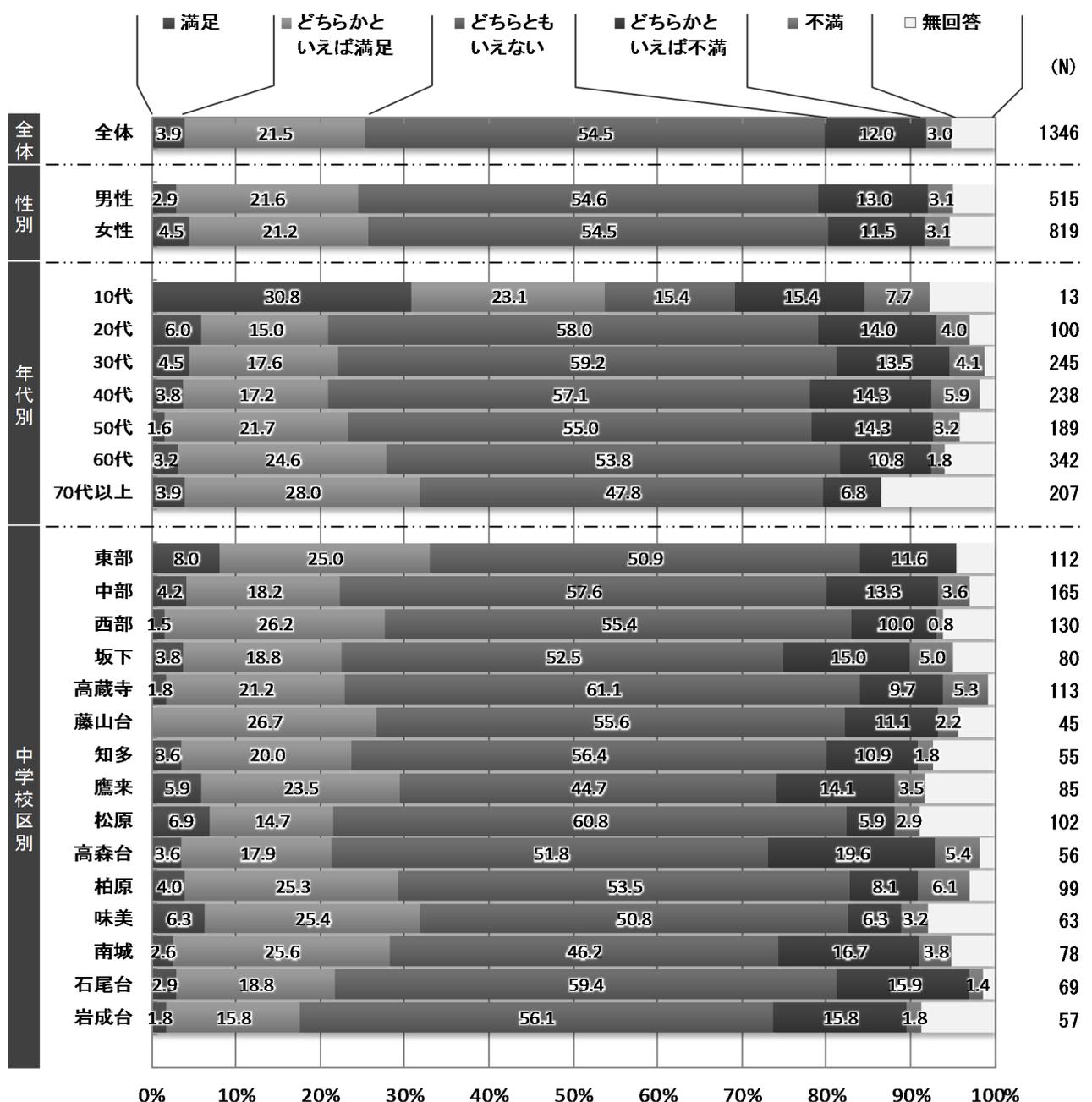
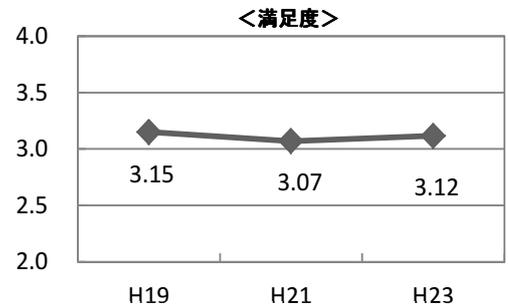
3 市民意識調査（春日井市 平成 23 年 9 月）（抜粋）

2 春日井市の「課題（めざすまちの姿）」に対する満足度・重要度

24 地域の文化や伝統に誇りを感じている

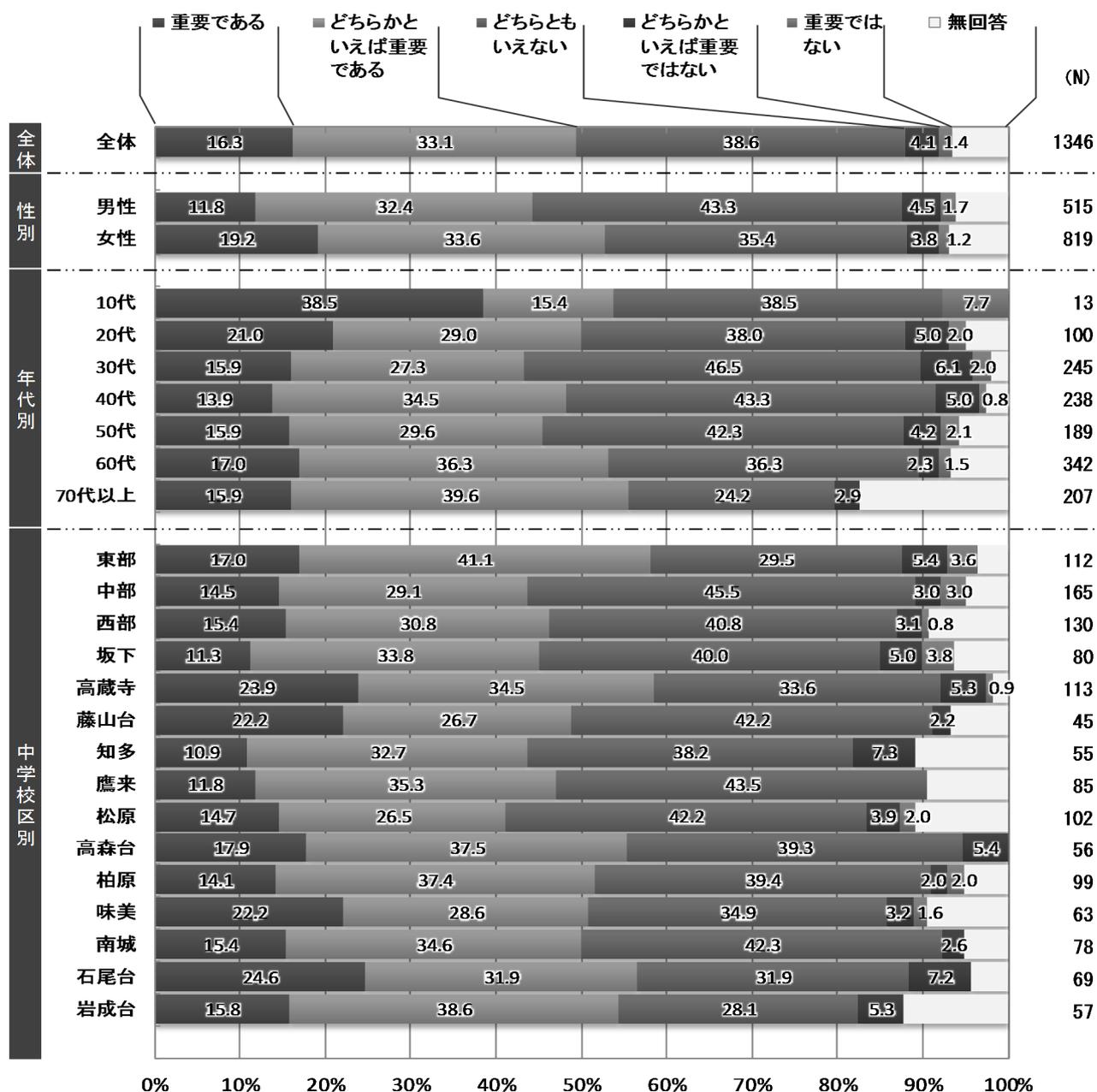
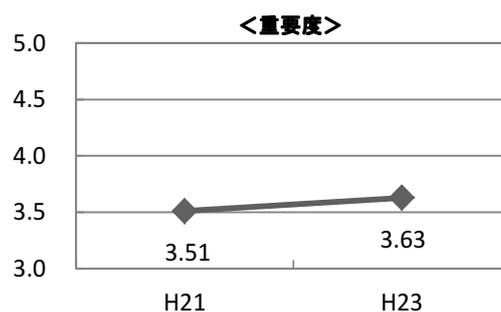
「満足」が3.9%、「どちらかといえば満足」が21.5%、あわせて25.4%が満足と回答しています。

5段階評価のポイントでは3.12 であり、平成 21 年度調査からは0.05 ポイント増加しています。



「重要である」が16.3%、「どちらかといえば重要である」が33.1%、あわせて49.4%が重要であると回答しています。

5段階評価のポイントでは3.63であり、平成21年度調査からは0.12ポイント増加しています。

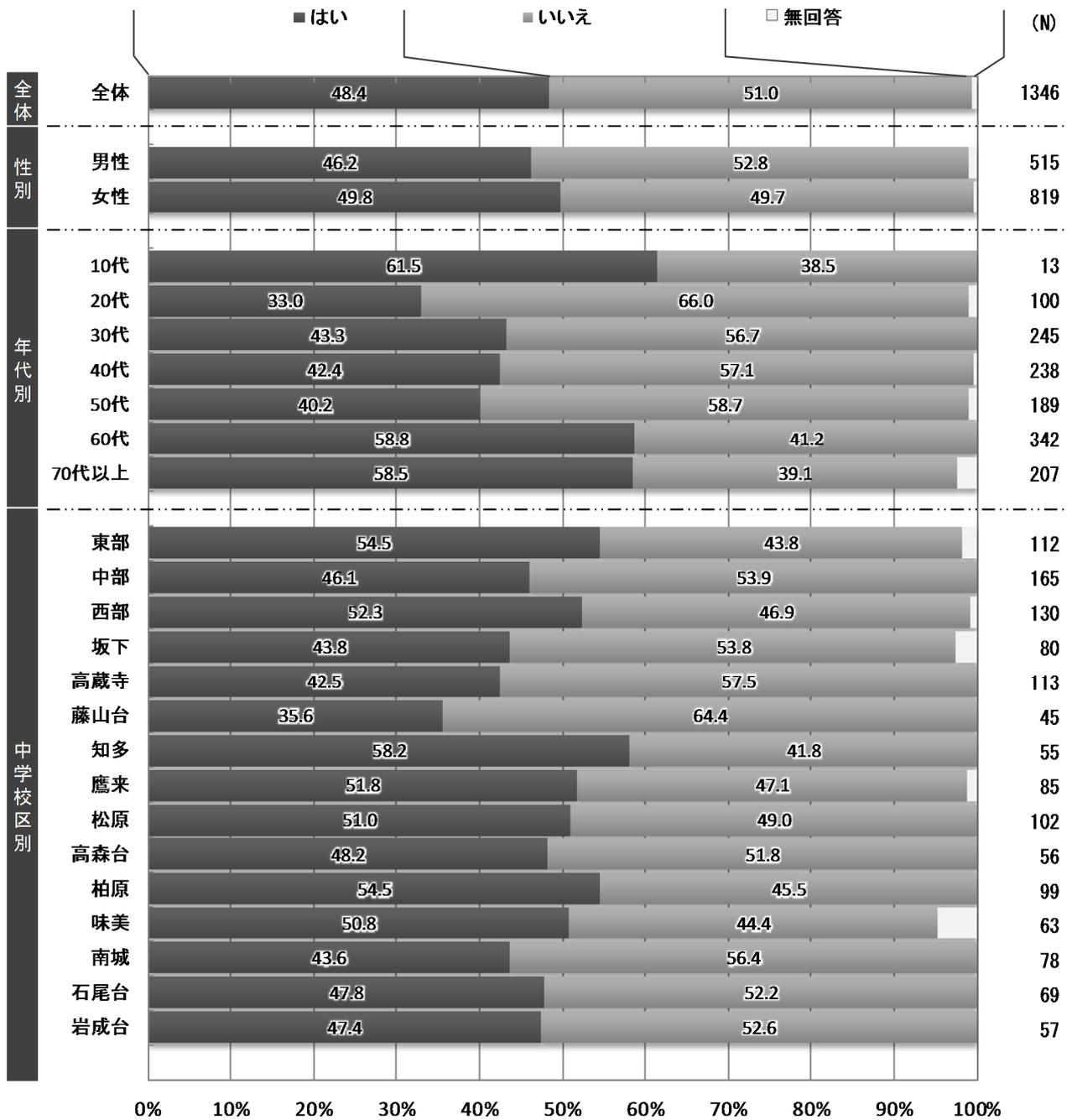
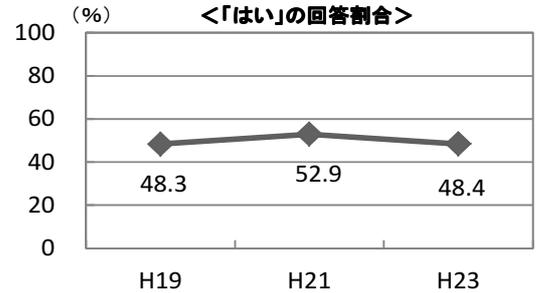


3 暮らしの現状

9) 過去1年間に、地域の文化や芸術を鑑賞しましたか？

地域の文化や芸術を鑑賞した市民は48.4%と
なっています。

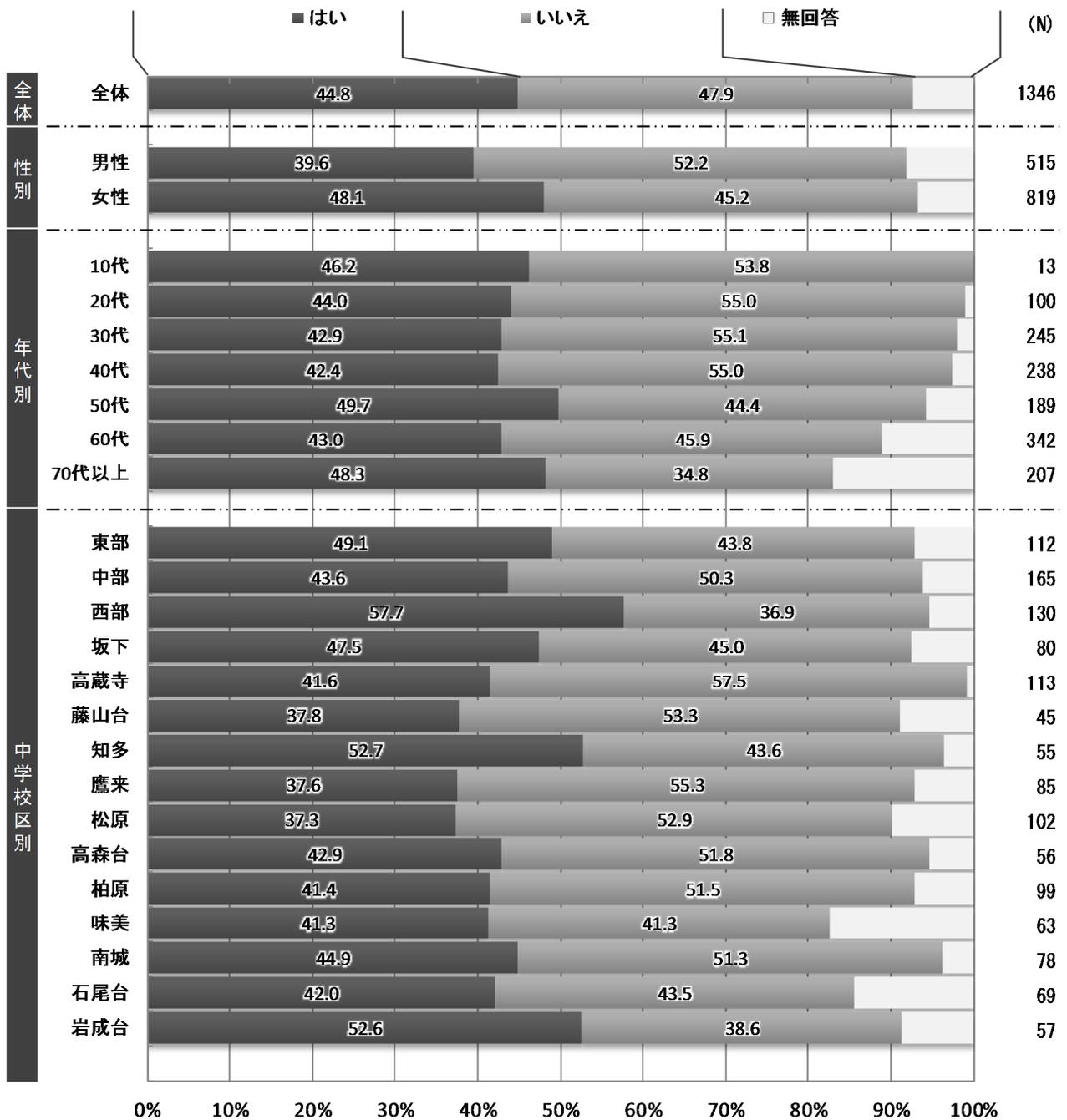
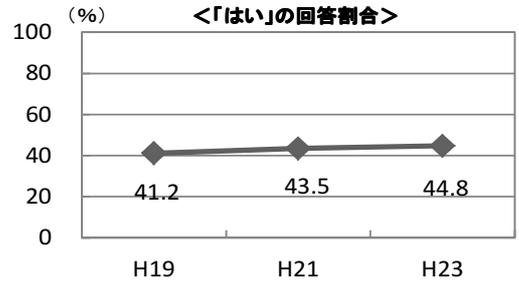
平成21年度調査からは4.5ポイント減少して
います。



46) あなたがお住まいの地域で学習や交流活動を行うときに、その場所は利用しやすくなっていると思いますか？

地域で学習や交流活動を行う場所が利用しやすいと思っている市民は44.8%となっています。

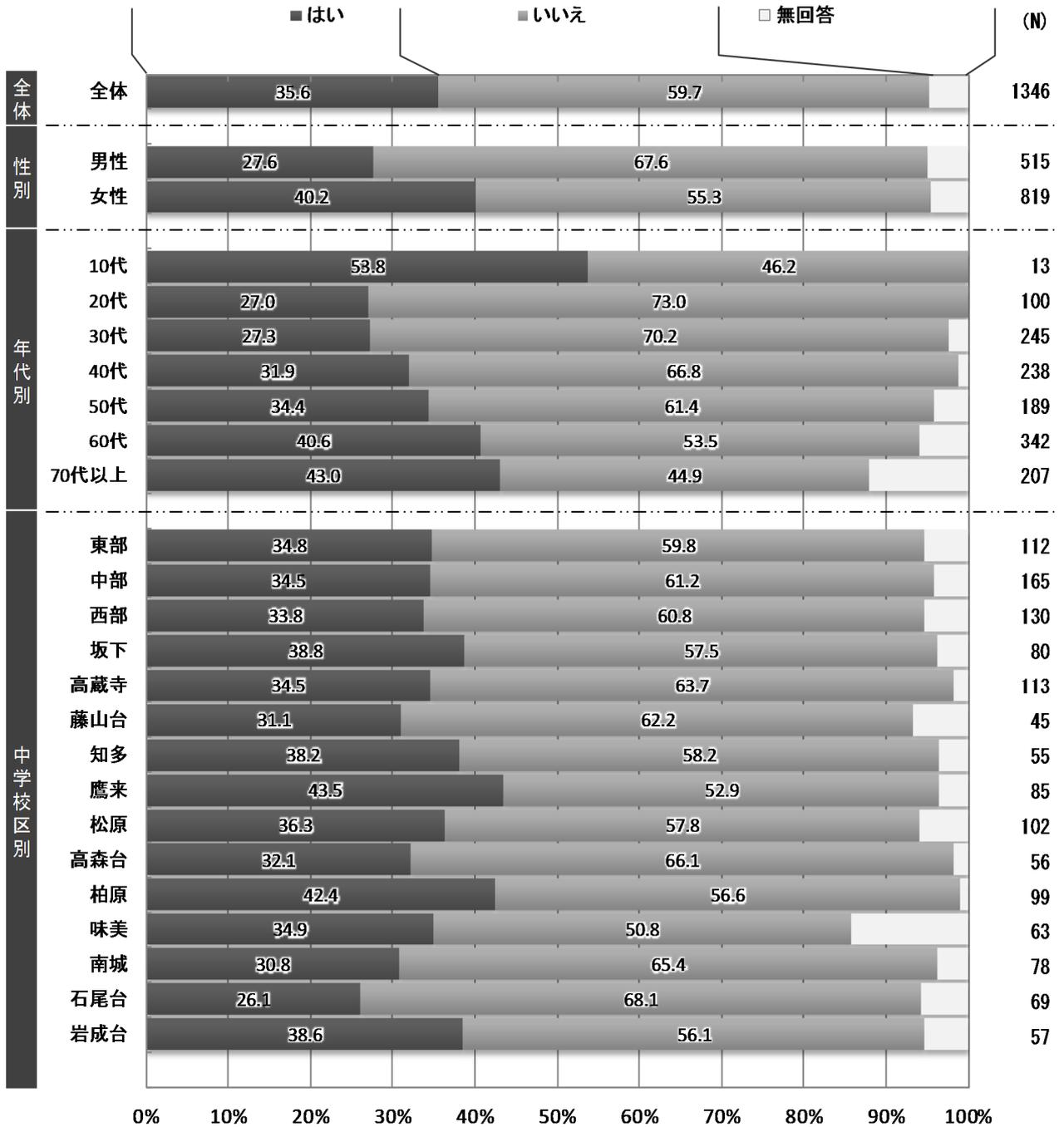
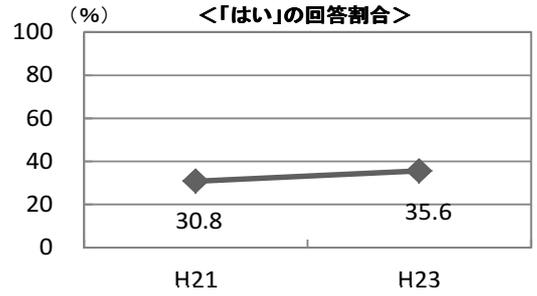
平成21年度調査からは1.3ポイント増加しています。



52) 春日井市独自の特色ある文化が広く知られていると思いますか？

春日井市独自の特色ある文化が広く知られていると思う市民は35.6%となっています。

平成21年度調査からは4.8ポイント増加しています。



4 春日井市の文化施設

市内には、市民の文化活動拠点として各種の文化施設があります。これらの施設には多くの人が集まり、市民文化を創造し発信する場となっています。

施設名	開館年	概要
文化フォーラム春日井（文芸館・図書館）	H11	<p>市民に鑑賞や発表の場を提供することを目的とし、文化芸術活動の拠点施設として整備された図書館、ギャラリー、視聴覚ホール等を有する複合施設です。また文化情報も提供しています。</p> <p>図書館は、生涯学習の場を提供するとともに「書のまち春日井」にふさわしい書道関係図書の収集にも努めています。</p> <p>文芸館 ギャラリー、視聴覚ホール、交流アトリウム、会議室2、和室2、ボランティアルーム、文化活動室、日本自分史センター、文化情報プラザ</p> <p>図書館 一般書コーナー、児童書コーナー、タタミコーナー、本の広場、対面読書室、キャレル、調査研究室、スカイフォーラム、お話体験学習コーナー</p>
市民会館	S41	<p>市内最大のホールで、1,022人の収容が可能です。コンサートや演劇、映画などの開催に利用されています。</p> <p>ホール1,022席、楽屋8</p>
道風記念館	S56	<p>小野道風の偉業をたたえ後世に伝えるための、全国でも数少ない書専門の美術館です。奈良、平安、鎌倉時代の古筆から現代書、中国古代の碑拓本まで、さまざまな書作品を企画展示しています。</p> <p>夏休み期間中には道風をテーマとした子ども向けの企画展を開催、ワークショップなども実施しています。</p> <p>展示室、展示室兼会議室2</p>
郷土館	S48	<p>下街道沿いにある江戸時代末期の建築物です。庭には、横井也右の句碑や街道沿いにあった道標があります。</p>
民俗考古展示室 (中央公民館内)	H22	<p>市が所蔵する民具や市内遺跡から出土した考古資料を展示しています。</p>

施設名	開館年	概要
森浩一文庫 (中央公民館内)	H22	考古学者 森浩一氏から寄贈を受けた蔵書を収蔵し、中央公民館内で公開しています。
四つ建て民家	S53	市指定有形民俗文化財である市内の農家の母屋を、中央公民館の敷地内に移築し、昔の暮らしの風景を再現しています。
神屋古窯センター	S61 ～ H元	市内の古窯である神屋第1号窯、桃山第8号窯を移設し保存しています。
ハニワの館	H8	国指定史跡の二子山古墳がある二子山公園内の休憩施設で、古墳から出土した埴輪の展示コーナーなどがあります。
ハーモニー春日井 (青年の家)	H6	主に、音楽芸能などの文化活動に利用できる施設で、ミニコンサート等が開催できる100人収容のホールを有しています。 研修室4、会議室、和室3、料理実習室、ホール、プレイルーム
東部市民センター	S58	495人収容のホールを備えた東部地区の文化の拠点施設として、コンサートや演劇、映画などの開催に利用されています。 ホール495席、楽屋3、集会室3、視聴覚室、料理教室、研修室、資料展示室、図書室
公民館	S50 ～ H25	中央公民館、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館では、各種講座を開催し、教養の向上や仲間づくりの場として利用されています。 中央公民館 集会室7、陶芸実習室、ホール、民俗考古展示室、森浩一文庫、図書室 知多公民館 集会室4、料理・多目的室、ホール、図書室 鷹来公民館 集会室4、料理教室、実習室、ホール、図書室 坂下公民館 集会室5、料理教室、ホール、図書室
ふれあいセンター	S62 ～ H6	味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンターでは、各種講座の開催のほか料理・工作室などを配置しており、教養の向上や健康づくりの場として利用されています。

施設名	開館年	概要
ふれあいセンター	S62 ～ H6	味美ふれあいセンター 集会室5、料理・工作室、トレーニング室、ホール、図書室 高蔵寺ふれあいセンター 集会室5、料理・工作室、ホール、図書室 南部ふれあいセンター 集会室4、料理・工作室、トレーニング室、ホール、図書室 西部ふれあいセンター 集会室4、料理・工作室、多目的室、トレーニング室、ホール、図書室

以上の施設のほか、次の施設でも文化活動の利用が可能です。

- ・レディヤンかすがい（青少年女性センター・勤労青少年ホーム）
- ・ささえ愛センター（市民活動支援センター）
- ・グリーンパレス春日井（勤労福祉会館）
- ・総合福祉センター
- ・福祉の里レインボープラザ
- ・グリーンピア春日井（都市緑化植物園）

5 文化施設等の利用状況

本市の文化施設は、これまで多くの市民や団体に利用され、市民文化の振興に大きく貢献してきました。主な文化施設の利用状況は、次のとおりとなっています。

施設名			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
文化フォーラム春日井(文芸館)	視聴覚ホール	件数(件)	249	258	271	259	253
		人数(人)	29,570	30,206	31,667	30,002	30,396
		利用率(%)	68.8	64.4	73.4	67.3	70.1
	ギャラリー	件数(件)	48	50	42	40	44
		人数(人)	45,803	49,217	53,636	45,928	51,448
		利用率(%)	88.2	94.1	96.1	90.4	92.3
	アトリウム	件数(件)	184	302	347	394	487
		人数(人)	9,346	9,515	28,868	20,478	39,175
		利用率(%)	55.5	86.7	85.1	93.5	92.7
	その他会議室等	件数(件)	682	665	691	661	688
		人数(人)	18,364	16,460	16,715	16,621	17,528
		利用率(%)	59.8	58.4	60.9	59.1	60.6
市民会館		件数(件)	169	146	161	161	98
		人数(人)	105,969	93,998	103,796	94,080	69,914
		利用率(%)	64.9	59.3	61.6	63.1	59.7
道風記念館		人数(人)	7,579	8,013	9,236	8,845	7,849
郷土館		人数(人)	4,535	4,464	1,259	3,315	2,057
民俗考古展示室		人数(人)	2,273	1,850	3,413	4,754	5,505
四つ建て民家		人数(人)	2,088	1,748	2,429	2,864	1,927
森浩一文庫		人数(人)	-	-	502	502	503
ハーモニー春日井(青年の家)	集会室等	件数(件)	3,466	3,462	3,612	4,015	3,716
		人数(人)	30,545	27,487	28,026	29,887	27,623
		利用率(%)	41.7	42.0	43.4	48.1	44.7
	ホール	件数(件)	501	405	343	380	387
		人数(人)	14,181	10,912	9,307	10,368	10,598
		利用率(%)	54.2	44.3	37.1	41.0	41.9

施設名			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
東 部 市 民 セ ン タ ー	集会室等	件数 (件)	2,655	2,999	2,888	3,097	2,536
		人数 (人)	52,138	66,043	70,026	56,744	53,221
		利用率(%)	41.1	41.6	46.5	47.0	45.8
	ホール	件数 (件)	148	99	171	150	163
		人数 (人)	29,390	23,605	40,980	30,379	38,010
		利用率(%)	45.3	40.7	47.0	39.8	40.7
展示	回数 (回)	23	20	23	29	23	
	展示数 (点)	1,003	767	1,397	965	807	
中 央 公 民 館	集会室等	件数 (件)	1,907	1,175	958	1,755	1,983
		人数 (人)	41,453	26,844	14,196	22,698	26,546
		利用率(%)	25.8	29.9	20.3	26.2	27.2
	ホール	件数 (件)	706	372	386	767	829
		人数 (人)	10,560	6,626	5,336	10,629	10,740
		利用率(%)	76.4	71.6	46.5	49.2	48.5
展示	回数 (回)	4	2	3	3	12	
	展示数 (点)	121	130	65	126	302	
知 多 公 民 館	集会室等	件数 (件)	1,735	1,712	1,654	1,571	1,539
		人数 (人)	26,367	26,277	23,486	23,270	23,443
		利用率(%)	26.8	26.6	25.9	24.4	24.6
	ホール	件数 (件)	849	1,015	1,045	1,090	1,233
		人数 (人)	18,303	19,928	18,437	15,530	17,324
		利用率(%)	92.2	66.4	67.8	66.2	69.9
展示	回数 (回)	11	11	7	11	12	
	展示数 (点)	441	449	502	427	1,500	
鷹 来 公 民 館	集会室等	件数 (件)	1,483	1,482	1,413	1,499	1,548
		人数 (人)	22,344	22,878	21,736	22,924	23,272
		利用率(%)	26.8	26.8	27.1	29.1	29.7
	ホール	件数 (件)	700	646	801	808	891
		人数 (人)	13,494	11,341	13,794	14,610	13,812
		利用率(%)	75.8	70.1	51.7	52.5	57.0
展示	回数 (回)	22	17	17	15	22	
	展示数 (点)	2,024	929	1,182	1,171	1,492	
坂 下 公 民 館	集会室等	件数 (件)	1,649	1,617	1,622	1,736	1,746
		人数 (人)	20,672	20,739	21,579	20,900	21,701
		利用率(%)	35.7	35.1	38.2	38.3	38.9

施設名			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
坂下公民館	ホール	件数 (件)	786	789	595	910	912
		人数 (人)	14,949	13,150	9,447	12,825	12,532
		利用率 (%)	85.1	85.7	63.8	57.8	58.2
	展示	回数 (回)	22	19	20	23	21
展示数 (点)		1,238	674	679	841	773	
味美ふれあいセンター	集会室等	件数 (件)	1,502	1,459	1,373	1,256	1,314
		人数 (人)	20,058	18,617	16,340	16,158	17,272
		利用率 (%)	27.1	26.4	25.3	23.4	24.1
	ホール	件数 (件)	855	869	851	827	858
		人数 (人)	16,684	17,160	16,522	15,289	14,697
		利用率 (%)	92.2	55.5	53.1	52.5	53.6
	展示	回数 (回)	26	24	25	24	22
		展示数 (点)	1,051	1,335	1,062	945	761
	高蔵寺ふれあいセンター	集会室等	件数 (件)	2,442	2,451	2,400	2,147
人数 (人)			29,986	31,053	29,581	27,390	29,101
利用率 (%)			44.2	44.4	43.6	43.1	42.0
ホール		件数 (件)	893	999	992	764	1,012
		人数 (人)	15,796	16,501	15,927	12,609	16,825
		利用率 (%)	96.7	65.2	65.0	54.6	65.2
展示		回数 (回)	26	23	18	19	25
		展示数 (点)	1,881	1,636	1,569	1,564	1,932
南部ふれあいセンター		集会室等	件数 (件)	1,417	1,377	1,342	1,402
	人数 (人)		16,656	16,592	15,059	16,160	15,488
	利用率 (%)		30.7	29.9	29.2	30.7	31.0
	ホール	件数 (件)	897	955	1,008	1,018	1,010
		人数 (人)	17,171	20,381	22,388	20,400	18,637
		利用率 (%)	97.1	57.4	62.7	66.0	67.2
	展示	回数 (回)	12	13	11	15	14
		展示数 (点)	985	1,032	1,071	974	1,069
	西部ふれあいセンター	集会室等	件数 (件)	1,954	1,734	1,647	1,636
人数 (人)			26,527	25,729	24,830	24,087	26,489
利用率 (%)			30.2	23.8	29.9	29.6	32.4
ホール		件数 (件)	825	948	1,122	1,197	1,332
		人数 (人)	19,041	19,005	21,524	23,085	23,731
		利用率 (%)	89.3	60.2	69.2	74.4	78.5

施設名			平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度		
西部ふれあいセンター	展示	回数 (回)	20	17	19	19	21		
		展示数 (点)	763	821	465	604	678		
ささえ愛センター (市民活動支援センター) ※	集会室等	件数 (件)	1,844	1,980	2,064	2,313	1,919		
		人数 (人)	25,148	27,233	27,329	27,742	25,833		
		利用率 (%)	33.7	35.8	38.0	41.6	34.6		
レディヤンかすがい(青少年女性センター、勤労青少年ホーム)	集会室等	件数 (件)	7,023	6,705	6,275	5,410	5,486		
		人数 (人)			108,876	95,510	97,318		
		利用率 (%)			42.7	39.4	39.8		
	多目的ホール	件数 (件)	129,306	121,050	1,482	1,447	1,478		
		人数 (人)			45.3	43.1	25,258	22,203	26,003
		利用率 (%)			77.5	76.5	77.2		
展示	回数 (回)	8	16	19	13	15			
	展示数 (点)	149	241	412	287	265			
グリーンパレス春日井(勤労福祉会館)	会議室等	件数 (件)	5,372	5,335	5,289	6,024	6,320		
		人数 (人)	128,175	119,978	108,690	123,285	126,671		
		利用率 (%)	41.2	39.9	45.6	44.6	47.1		
総合福祉センター	集会室等	件数 (件)	3,448	3,868	3,946	3,574	2,826		
		人数 (人)	111,656	133,733	131,673	115,013	83,003		
		利用率 (%)	41.5	46.7	47.8	43.0	43.9		
レインボープラザ(福祉の里)	集会室等	件数 (件)	1,172	1,189	1,151	1,121	1,071		
		人数 (人)	32,626	32,362	31,760	30,973	32,135		
		利用率 (%)	44.1	45.4	43.4	42.8	40.9		
グリーンピア春日井(都市緑化植物園)	集会室等	件数 (件)	252	248	244	205	235		
		人数 (人)	4,449	4,536	4,417	3,551	3,945		
		利用率 (%)	40.6	40.3	39.5	33.1	37.7		
	展示	回数 (回)	60	60	60	59	60		

※ 平成 23 年度までは鳥居松ふれあいセンターとして設置

注 平成 21 年 9 月からホールの利用率の計算式を時間帯貸しから時間貸しに変更した。

6 文化振興プラン改定の経緯

(1) これまでの文化振興の主な取組

本市では、これまで様々な事業を通じて総合的な市民文化の振興に努めてきました。文化振興についての近年の主な取組は次のとおりです。

日程	主な取組
平成6年9月	文化フォーラム整備構想を策定
平成11年11月	文化フォーラム春日井を開館
平成12年4月	財団を設立
平成13年3月	かすがい市民文化振興ビジョンを策定
平成14年7月	文化振興基本条例を制定
平成15年3月	春日井市市民メセナ基金を設置
平成15年4月	文化ボランティアの活動を開始
平成17年4月	文化フォーラム春日井と市民会館の指定管理者に財団を指定
平成20年3月	文化振興プランを策定

(2) 文化振興プラン改定の経過

広い視野からの意見を求めるため、文化関係の有識者、市民からなる春日井市文化懇話会において提言をいただくとともに、市民意見公募の手続きに基づき、広く市民の意見を求めました。

開催日	審議内容等
平成25年4月24日	春日井市文化懇話会公募委員選定委員会を開催
平成25年6月26日	第1回春日井市文化懇話会を開催 (1)文化振興プランの施策の推進状況について (2)文化振興プランの改定について
平成25年8月26日	第2回春日井市文化懇話会を開催 (1)文化振興プランの改定骨子案について
平成25年10月4日	第3回春日井市文化懇話会を開催 (1)文化振興プランの改定中間案について
平成25年11月19日 ～12月19日	市民意見公募
平成26年1月21日	第4回春日井市文化懇話会を開催 (1)文化振興プランの提言案について
平成26年2月14日	市長への提言

7 春日井市文化懇話会要綱

(設置)

第1条 かすがい市民文化振興プランの見直しについて、広い視野から意見を求めるため、春日井市文化懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、かすがい市民文化振興プランの見直しに関する事項その他文化振興に関する事項について検討する。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、文化について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 懇話会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提供若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、文化スポーツ部文化課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

8 春日井市文化懇話会委員名簿

	氏名（敬称略）	所 属 ・ 役 職
会 長	竹本 義明	名古屋芸術大学 学長
副会長	柳谷 啓子	中部大学人文学部 教授
委 員	櫻井 芳昭	春日井郷土史研究会 副会長
	犬飼 眞紀子	春日井市文化協会 副会長
	中村 立強	春日井市美術協会 会長
	根本 正治	春日井市民音楽連盟 会長
	井上 昇治	中日新聞社 春日井支局長
	岡部 清次郎	春日井商工会議所 観光文化委員会委員長
	桑原 進一	公募委員
	奥村 艶子	公募委員

かすがい市民文化振興プラン

編集・発行 平成26年3月

春日井市文化スポーツ部文化課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-81-5111 (代表)

<http://www.city.kasugai.lg.jp/>